

## 大阪府外国人介護人材受入促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着の促進を図るため、海外現地での外国人介護人材の確保に係る取組みを行う事業者に対し、予算の定めるところにより、大阪府外国人介護人材受入促進事業に係る補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（令和8年2月24日社援発0224第4号厚生労働省社会・援護局長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業等)

第2条 補助金の補助事業、補助対象経費、補助事業者及び補助額は、別表のとおりとする。

2 補助対象期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、この期間に支払いを行った補助対象経費について補助を行う。なお、その期間の経費であれば申請日以前の経費も対象とする。

### (補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、知事が指定する期日までに、必要書類を添えて補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 複数の都道府県で施設を運営する法人が、他の都道府県で本事業と内容が重複する補助を受けられる場合は、補助対象とはならない。ただし、本事業を申請する場合は、補助の重複が無いよう、按分処理等を行うものとする。

### (補助金の交付の決定)

第4条 知事は、第3条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

### (補助金の交付の決定の通知)

第5条 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を当該補助事業者に通知するものとする。

### (補助の条件)

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けてから交付確定を受けるまでの間に、下記各号のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書（様式第4号-3）により、速やかに知事に届出を行い、その指示を受けなければならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力

団」をいう。)

(2) 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。)

(3) 暴力団密接関係者 (大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。)

(4) 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

(5) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(補助事業の内容等の変更)

第7条 補助事業に要する経費の変更 (20パーセント以内の変更を除く)、事業内容の変更、又は補助事業の中止若しくは廃止を行う場合については、知事が指定する期日までに、必要書類を添えて変更 (中止・廃止) 承認申請書 (様式第2号) を知事に提出し、承認を得なければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令等に基づく知事の指示に従い、補助事業を行わなければならない。

2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

3 補助事業の遂行にあたり、知事が指示した事項については、これを遵守しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書 (様式第3号) に知事の定める書類を添えて、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は補助事業実施の翌年度の4月15日のいずれか早い期日までに知事に報告しなければならない。

(検査等)

第10条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して遂行状況の報告を求め又は帳簿書類等を实地調査等により検査することができる。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、第9条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の実施内容が補助金交付の決定内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を補助事業者に交付するものとする。

(補助金の経理等)

第 13 条 補助事業者は補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 10 年間保存しなければならない。

(補助事業に係る実績調査等)

第 14 条 知事は、本事業を効果的に運営するため、補助事業者において実施する事業又は実施した事業について情報の提供を求めるとともに、効果検証のための実績調査等を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 8 月 9 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

2 この要綱は、令和 7 年 6 月 9 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

2 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

補助事業
<p>以下に定める海外現地での外国人介護人材の確保に係る取り組み</p> <p>(1) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集 外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する（観光は除く）。</p> <p>(2) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化 外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。</p> <p>(3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動 更なる外国人介護人材の確保を促進するため、 ・海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集 ・日本の介護に関するPR、介護施設や介護福祉士養成施設等の情報提供などの広報活動 ・上記取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。</p> <p>(4) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組</p> <p>※ (3) の活動を実施しない場合は本事業の対象外とする。</p>
補助対象経費
上記の事業（1）～（4）を実施するために要する航空賃。
補助対象事業者
① 大阪府内の介護施設等において外国人介護人材を受入予定の事業所を経営する法人 ② 大阪府内の介護福祉士養成施設等において留学生を受入予定の法人
補助額
1 法人あたり250,000円以内を基準とし、次による額とする。 補助基準額と補助対象経費の実支出額のいずれか低い額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ※他の都道府県で本事業と内容が重複する補助を受ける場合は、本事業の補助対象とはならない。 ※複数の都道府県で施設を運営する法人が本事業を申請する場合等には、補助の重複が無いよう、按分処理等を行う。